



宮崎市告示 第481号

次の建築物については、全ての所有者及び法定相続人を確知することができなかったため、建築基準法第10条第4項において準用する法第9条第11項の規定に基づく除却の措置を実施した。その措置の実施にあたり、建築物内に残置された動産について次のとおり告示する。

令和 7年 5月 29日

宮崎市長 清山 知憲



記

1 対象となる建築物の概要

宮崎市橘通西二丁目117番地8

2 動産の明細

デスクトップパソコン本体、百円貨幣、十円貨幣、一円貨幣、印鑑2顆

3 引取期限

令和 7年 8月 29日

4 引取場所

宮崎市橘通西一丁目1番1号 宮崎市役所 第二庁舎8階
建築行政課 安全推進係

5 動産の取扱い

3の期限までに引取がない場合は、供託または市において処分等を行う。
動産等について、権利を主張しようとする者は、3の期限までに、動産の返還について次の問合せ先へ通知すること。

6 問合せ先

宮崎市 都市整備部 建築行政課 安全推進係
電話 0985-21-1813

掲示終了 令和 7年 6 月 12 日